

「けんか両成敗」が誕生したのはなぜか？

—イメージの検討・再構築を通して時代のつながりを考える—

兵庫教育大学 准教授 山内敏男

1 はじめに

深い学びの実現にあたり「理解していることをどう使うか」が重要となります。一問一答的な授業展開は「記憶の再生」であり、理解していることを使っていることにはなりません。歴史の授業においては事象について理解していることを確かめると同時に、そのコンテキスト(脈絡)をふまえた理解や判断を求めたいものです。

生徒たちは戦国時代に対して、「戦国」という言葉からかっこよさや強さにかかわるイメージをもっているのではないのでしょうか。教科書 p.79には「戦国大名は強力な軍隊をつくり、各地に堅固な城やとりでをつくりました」と記載されています。やはり、戦国大名から「強さ」というイメージを形成することは容易でしょう。しかし、ご存じのようにその後、「徳川の平和」(パクス・トクガワナ)が訪れます。江戸時代は戦国の世を強き者が制した結果と捉え、同じく強権的な時代と単純に理解されやすい点を危惧します。そこで今回は、戦国大名が定めた分国法を手がかりに、戦国大名がいかに武力だけに頼らず、領国をまとめることに腐心していたのかを知り、イメージの検討・再構築を経て、時代のつながりを考える学習を提案します。

2 授業の展開

【活動1】戦国大名のイメージを想起する

導入では、戦国大名の支配に関するイメージを出させます。教科書記述から抜き出させた場合、「領国支配の拡大をめざす」「荘園領主の支

配を否定する」「産業の発展にも力を入れた」等々施策が出されるので、イメージとしてまとめます。おそらく、力強いイメージでまとめると考えられます。そこで、次の資料を提示します。

【活動2】戦国大名の支配の実際を確かめる

資料1

けんかをした者たちは善悪を問題にせず、両方とも死刑にする (今川かな目録8条1)¹⁾

言うまでもなく、戦国大名の強権的姿勢を読み取るでしょう(ちなみに、通常けんか両成敗の条目は武田晴信(信玄)が制定した「甲州法度之次第」が引用されることが多いのですが、該当部分は今川かな目録の引き写しです)。その上で資料1には続きがあることを知らせます。

資料2

(ただし)もし相手が攻撃してきたとしても、がまんして、さらに負傷した場合は、被害者側に原因があったとしても、その場を穏便に対処したことに免じて、(訴え出れば)勝訴とする(今川かな目録8条2)¹⁾

資料1, 2を対比的に読み取らせてみましょう。がまんすれば(「訴え出れば」を補足する必要があります)勝訴という現代では考えられない裁判のシステムに着目させたいところです。その上で戦国大名は「なぜ、訴え出れば勝訴」としたのかを中心発問とし、その背景を推論する資料3~5を提示します。

これらの資料から中世社会は当事者が問題を解決する「自力救済」が通用し、解決策も多種多様であった時代であったことが読み取れます。次いで、領国の維持拡張をめざす戦国大名にとって、すぐに刀を抜き、自分たちで権利を回



資料3 刀を抜いて追いかける人（『洛中洛外図屏風』歴博甲本、右隻第2扇より。国立歴史民俗博物館所蔵）

資料4 南北朝時代のことわざ

「たとえ牢獄の前に死体が転がっていても、それが、訴訟として持ち込まれない限り、事件として処理されない」

→失われた名誉や財産は訴え出る以外に自分で回復する「自力救済」が黙認されていた。

（清水克行『喧嘩両成敗の誕生』²⁾より筆者要約）

資料5 中世の多様な紛争解決策

（兄弟が父の敵一人を討った「物語」の事例から。役人と兄弟の母の主張。〈 〉は主張した者）

①殺人者は死罪にされるべき〈役人〉

②敵討ちは無罪である〈母〉

③（昔からある常識では）一人が討たれば一人を切り、二人を討てば二人を死罪にとあるのに、一人を切って二人を死罪にするのは間違っている〈母〉

④敵を殺害した「本人」一人のみを死罪〈役人〉

⑤兄弟の身代わりに母親一人が死罪となる〈母〉

※どの解決策も採用される可能性があり、合意を得ることは難しかった。

結果：兄弟と母親が④と⑤を主張し合って譲らず、役人の一存で全員の命を助ける

（中世に成立した能「正儀世守」³⁾より）

復しようとする人々がいると「何が困るか」を問いかけ、話し合いに入ります。

【活動3】戦国時代のコンテクストをふまえてイメージを検討・再構築する

戦国大名にとって自力救済は領国を支配する上でのトラブルの種です。家臣同士のけんかにより際限のない仕返し、報復が生じれば、支配力の低下に直結します。また、教科書p.76～77にあるように、団結をしてヨコの結びつきを強めていた庶民同士の争いも頻発しています。訴訟によって問題を解決することは支配者としての戦国大名の気配り（いかに法廷に足を運ばせるか）次第です。こうしたコンテクストをふまえると、戦国大名に求められたのは強権的支配ではなく、多様な解決策をふまえ、訴訟への誘導による円滑な支配が必要であったことが明ら

かになります。

次に、解決策としてのけんか両成敗の有効性を判断、共有させます。ポジティブな面としては、多様な解決策をまとめる役割を果たしていたこと、訴訟への誘導により支配の弱体化を防ぐことができることなどが共有できるでしょう。ネガティブな面として、一端争いになれば、双方に厳しい判決をしなければならないこと、双方とも成敗することで争いを減らすことが優先され、事実はどうであったかについては軽視されることがあげられます。

次いで、「戦国大名が解決したかった問題は何か」と問い、「けんかによる仕返しの連鎖をやめさせる」、「争いを減らし、安定した領国支配をする」といった解を期待します。その上で戦国大名が領国の安定のために行ったことをまとめ、説明文を書かせることで、戦国大名＝調整者としてのコンテクストをふまえた領国支配の理解やその表現について評価ができます。また、導入時のイメージと比較してまとめるよう指示することで、再構築されたイメージはより明確になります。

最後に、「けんか両成敗（痛み分け）への願望は近世以降にもないか」と問います。江戸期の赤穂事件、現代の社会保険の負担割合や精算の際の割り勘等々、「痛み分け」の在り方から時代のつながりを考えることができます。

3 おわりに

一面的な理解、常識をとらえ直し、検討・再構築ができる授業構想により、無味乾燥なできごとを覚える学習からの転換、つまり深い学びが実現されるのではないのでしょうか。

（引用文献）

1) 清水克行『戦国大名と分国法』岩波書店、2018年、pp.134-135

2) 清水克行『喧嘩両成敗の誕生』講談社、2013年、p.42

3) 同上書の事例より筆者作成。翻刻は中山泰昌編『校註日本文学大系』第21巻、誠文堂、1932年